

西松庵ヘルパーステーションのご案内（重要事項抜粋）

1. 事業者

(1) 法人名	医療法人 健泉会	(4) 電話番号	072-954-3301
(2) 法人所在地	大阪府羽曳野市恵我之荘1丁目8番12号	(5) 設立年月日	平成5年12月16日
(3) 代表者氏名	理事長 島田 健一		

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	訪問介護・第1号訪問事業（訪問型サービス・現行相当）
(2) 事業所の目的	西松庵ヘルパーステーションにおいて実施する指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（もしくは要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とします。
(3) 事業所の名称	医療法人健泉会 西松庵ヘルパーステーション
(4) 事業所の所在地	大阪府羽曳野市恵我之荘1丁目10番14号
(5) 電話番号	072-952-7711
(6) 事業所長	（管理者）花岡 由美
(7) 運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助に努めます。
(8) 開設年月日	令和4年1月1日

3. 営業日と営業時間

◎ 営業日	月曜日から土曜日（12月30日～1月3日までを除く）
◎ 営業時間	午前8時～午後6時

4. 職員の配置状況（令和7年10月1日時点）

◎ 管理者	1名（常勤）	◎ サービス提供責任者	2名（常勤）	※うち1名は管理者と兼務
◎ 訪問介護員	2名（常勤1名以上）			

5. 提供するサービスの内容

利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。それにより、食事・入浴・食事・排泄等の介助やといった身体介護の他、買物・調理・洗濯・掃除等の生活援助のサービスを提供します。ただし、訪問介護員の禁止行為とされる医療行為・金銭等の預かり・同居家族に対するサービス・日常生活の範囲を超えたサービス等は提供しません。

6. 利用料金

区分	サービス提供時間帯	サービス提供時間			20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
		利用料	利用者 1割負担額 2割負担額 3割負担額	利用料	利用者 1割負担額 2割負担額 3割負担額	利用料	利用者 1割負担額 2割負担額 3割負担額	利用料	利用者 1割負担額 2割負担額 3割負担額	利用料	利用者 1割負担額 2割負担額 3割負担額	
身体介護	昼間 (午前8時～午後6時)	1,698円	170円 340円 510円	2,542円	255円 509円 763円	4,032円	404円 807円 1,210円	5,908円	404円 807円 1,210円	5,908円	591円 1,182円 1,773円	
	早朝 (午前6時～午前8時)	2,125円	213円 425円	3,178円	318円 636円 954円	5,043円	505円 1,009円 1,513円	7,387円	505円 1,009円 1,513円	7,387円	739円 1,478円 2,217円	
	夜間 (午後6時～午後10時)											
	深夜 (午後10時～午前6時)	2,552円	256円 511円 766円	3,813円	382円 763円 1,144円	6,054円	606円 1,211円 1,817円	8,867円	606円 1,211円 1,817円	8,867円	887円 1,774円 2,661円	
生活援助	サービス提供時間	サービス提供時間			20分未満		20分以上 45分未満		45分以上			
	昼間				1,865円		187円 373円 560円	2,292円	230円 459円 688円			
	早朝・夜間				2,100円		234円 467円 701円	2,865円	287円 573円 860円			
	深夜				2,802円		281円 561円 841円	3,438円	344円 688円 1,032円			

※上表の金額について、たとえば事業所が高齢者の虐待防止の取り組みを行っていない等の事由により、減算されることがあります。

加算料金

加算名称	金額(1割負担/2割負担/3割負担)	備考
初回加算	31円/62円/93円	新規計画作成時に条件を満たした場合
緊急時訪問介護加算	105円/209円/313円	緊急の要請を受け必要性が認められた場合のみ
生活機能向上連携加算Ⅰ	105円/209円/313円	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の合計単位数に1000分の224を乗じたものが加算されます。	

(訪問型サービスにおける利用料金は次のとおり)

サービス名称	サービスの内容	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
訪問型サービスⅠ (1月につき)	週1回程度の利用が必要な場合(事業対象者・要支援1・2)	1,197円	2,393円	3,589円
訪問型サービスⅡ (1月につき)	週2回程度の利用が必要な場合(事業対象者・要支援1・2)	2,393円	4,785円	7,178円
訪問型サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の利用が必要な場合(事業対象者・要支援2)	3,798円	7,596円	11,394円

加算料金

加算の種類	加算の要件等	加算額		
		利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした第1号訪問サービス計画を作成し、サービス提供した場合	105円	209円	313円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算額の計算: 1月の利用料金(基本部分+各種加算減算) × 22.4%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

7. 秘密の保持について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用するもの(以下「従業者」という)は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

8. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、他の介護サービス事業者との連絡調整、体調等を崩し又はけが等で病院に行った時に医師看護師等に説明する場合において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、他の介護サービス事業者との連絡調整、体調等を崩し又はけが等で病院に行った時に医師看護師等に説明する場合において、利用者の家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
- (4) 事業者は利用者及びその家族の個人情報の利用目的を変更する場合には、その内容を利用者及びその家族に対して書面により通知もしくは事務所内に掲示するなどの方法により公表します。

9. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、医療法人健泉会しまだクリニックをはじめとする医療機関と連携し、緊急時は適切な処置及び管理の他、入院先の確保を依頼する等の必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- | | |
|-------------|-----------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者 花岡 由美 |
|-------------|-----------|
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.1. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性………直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る
- ② 非代替性………身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る
- ③ 一時性………利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

1.2. サービス提供に関する相談、苦情について

苦情処理の体制及び手順

- ① 提供したサービスにかかる利用者及びその家族からの相談の及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・ 苦情や相談があった場合は、状況を詳細に把握するために、必要な聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。
 - ・ 対応内容に基づき、必要に応じて、関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

苦情申し立て窓口

【事業者の窓口】 西松庵ヘルパーステーション相談室 担当者 : 花岡 由美	所在地 羽曳野市恵我之荘一丁目10番14号 電話番号 072-959-7711 Fax番号 072-931-0737 受付時間 月～土 午前9時～午後6時
【市町村（保険者）の窓口】 羽曳野市 保健福祉部 福祉指導監査課	所在地 羽曳野市誉田4-1-1 電話番号 072-958-1111 Fax番号 072-950-2536 受付時間 月～金 午前9時～午後5時
藤井寺市 健康福祉部 高齢介護課	所在地 藤井寺市岡1-1-1 電話番号 072-939-1111 Fax番号 072-952-9501 受付時間 月～金 午前9時～午後5時
松原市 健康部 高齢介護課	所在地 松原市阿保1-1-1 電話番号 072-334-1550 Fax番号 072-334-7870 受付時間 月～金 午前9時～午後5時
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418 Fax番号 06-6949-5417 受付時間 月～金 午前9時～午後5時